

研究活動のこれまでと

『にいがたの教育情報』（上）

片岡 弘

はじめに

研究所が設立されて七年目に入り、『にいがたの教育情報』（季刊）の発刊も第二八号までですんだ（九一・四・現在）。九月の総会でも提起したように、年度内に第二九号までの発行を予定している。

『にいがたの教育情報』は、「…定期刊行の民間の教育雑誌としては、新潟県唯一のものであり、創刊以来一貫して特集をくみ、課題別に問題提起をしてきた功績は大きい」（「にいがた県民教育研究所の新しい段階とはなにか」）『教育情報』第二七号・八木三男）以下『八木論文』）と思うし、最

近では書店に委託した販売部数が安定した冊数を維持し続いているなど、ようやく市販にも耐えうるものになりつつあると基本的には評価できるだろう。研究所設立以来、会員の増加は年平均七〇余人と順調である（一九八五年度研究所活動の成果と課題）第七回総会）。「会員の増加は、研究所活動がどのくらい活発に行われているか、どのくらい系統的にその課題を独自に追求しているかにかかる」（八木論文）が、それを一面で支えている『教育情報』の力は大きい。しかし研究所の「顔」としての「研究誌」の性格からすれば、内容的にまだまだ十分とはいえないし、また会員の多様な要求にも応え得る「機関誌」という側面からみた場合、もう一皮も二皮もむけた誌面構成の刷新の

努力がどうしても必要である。

前掲八木論文は、研究所創立六年間の活動の経験と第七回総会での論議をふまえて、研究所の現段階を「模索の時代から確立の時代へ」と位置づけ、その発展の方向を提示している。それにもとづいて研究所は、研究・組織・財政、そして機関誌編集の新しい方針も提起したが、この機会に、研究所の研究活動そのものに位置づけながら『にいがたの教育情報』のこれまでをやや総括的にふり返り、「新しい段階」においての、果たすべき役割と刷新の方向を展望してみたい。

一、『にいがたの教育情報』の性格

『教育情報』の刊行について「にいがた県民教育研究所設立趣意」は、次のように述べている。

①研究誌、情報誌、会報等を定期的に刊行し、会員に頒布する。

研究誌は季刊とし、情報誌、会報は適宜刊行する。

②ただし、当面は上記のものを総合した『新潟の教育情報』を季刊とし『研究所通信』を適宜刊行する。

(『設立趣意』一七、研究所の活動と研究領域)

「新潟県における教育についての調査及び教育に関する基礎的な研究ならびに会員相互の研修、さらに教育に関する情報活動や資料の収集と公開等の活動」を通して「教育学

術文化の発展に寄与」(『規約』第四条)したいという研究所活動の目的からいって、「研究誌」は「情報誌」とは別建てで刊行されることが望ましい。「設立趣意」も本来そう望んでいるのだが、当面の研究所の力量や財政上の問題から、『にいがたの教育情報』(季刊)に両者の性格と機能を併せ担わせることにし、今日に至っているのである。その際、限られた誌面にその両側面をどう盛り込むか—つまり「研究誌」としての内容・性格を堅持しながら、会員(県民)の多様な教育・子育て要求にも即応できる情報を併せ収録しなければならないという編集上の困難さはあるが、今はそれは問わない。

さて、『教育情報』の編集にあたっては、一貫して「にいがた」にこだわり、にいがたの現実に即して情勢を把握し、新潟県の教育の課題をより具体的に提示しようと努めてきた。それは、「基礎的な研究を土台にして新潟県の教育実践を総括し、新たな問題提起ができるようになりたい」という『設立趣意』にもとづく、研究所の研究活動そのものに対する方針である。この場合の研究活動の対象については、『研究所通信』No.三一所載「『模索の時代から確立の時代へ』→2、研究を通じて組織活動を」の次の記述を参照されたい。

「研究所の研究活動の対象は、新潟県を中心に、人間の誕生から死にいたる全過程の社会現象としての教育ですが、主体的な力量ともかかわって、当面の主力は学校教育にな

ります。子ども、家庭、教員、学校、地域、教育行政等、学校教育の諸問題です。したがって研究所の組織方針も学校教育とそれに関わる教育課題を中心とした地域の組織化、主として地域教育懇談会の組織化、市民的教育運動、教育労働運動にどう関わるか、一人ひとりの教育実践に学び、その活動を側面から上げますために、研究を組織し、自らも研究の成果を蓄積していくように、研究を通じて関わっていくことに主眼をおこうとしています。」

後述もするが研究所の研究活動の水準はそのまま『教育情報』に反映している。

『教育情報』創刊号からの特集テーマはつぎのとおりである。

- 〔創刊号〕新潟県の暴力・非行を考える（一九八三・一一）
- 〔第二号〕新潟県の道徳教育を考える（一九八四・六）
- 〔第三号〕新潟県の進路・進学問題（一九八四・九）
- 〔第四号〕新潟県の学校を考える（一九八四・一二）
- 〔第五号〕いま新潟県の教師に期待するもの（一九八五・一〇）
- 〔第六号〕新潟県の地域と教育（一九八五・七）
- 〔第七号〕新潟県の子ども・青年をどうとらえるか（一九八五・一〇）
- 〔第八号〕管理体制のなかの子ども（一九八五・一二）
- 〔第九号〕「臨教審」と子ども・親（一九八六・四）
- （以上B5判、八号からはA5判）

【第一〇号】一人ひとりの子どもを大切にする子育て・学校

—地域民教全国交流研記録—（一九八六・六）

〔第一一号〕子どもの生活と人権（一九八六・七）

〔第一二号〕放課後の子どもの生活（一九八六・九）

〔第一三号〕地域と教育力（一九八七・三）

〔第一四号〕集団と人間発達（一九八七・六）

〔第一五号〕県民の教育要求と

「臨教審」答申（一九八七・八）

〔第一六号〕「臨教審」と新潟県の教育（一九八七・一二）

〔第一七号〕進行する「臨教審」状況（一九八八・三）

〔第一八号〕学力を高める教育実践とは（一九八八・八）

〔第一九号〕管理の中の子ども・教師（一九八八・六）

〔第一〇号〕いま『校則』を考える（一九八八・一二）

〔第一一号〕「初任者研修」がねらうもの（一九八九・一）

〔第一二号〕（生涯学習）と進路・進学問題（一九八九・五）

〔第一三号〕家庭の文化と子育て・教育（一九八九・一〇）

〔第一四号〕日本の教育運動における

『にいがた県民教育研究所』の役割（一九九〇・二）

〔第一五号〕新潟から日本の教育を見る（一九九〇・五）

[第一六号] 新學習指導要領と

新潟県の教育

(一九九〇・八)

1、「臨教審」への対応

[第一七号] 「子どもの権利条約」と

新潟県の学校 (一九九〇・一二)

[第一八号] 新學習指導要領と教育実践 (一九九一・四)

二、『教育情報』の果たしてきた役割

かつて三輪定宣氏（研究所賛助会員・千葉大学）が、『教育情報』各号が前掲のようなテーマを掲げて提起してきた内容を、研究所の研究活動と結び合わせて人間論的な視点から分析し、「人間研究に焦点化された教育研究とでもいすべき」（第二四号「日本の教育運動における『にいがた県民教育研究所』の役割と課題」）ものと特徴づけたことがある。三輪氏のこの論者はさらに吟味を重ね発展させる必要があるけれども、そのことはさて置き、同様に、『教育情報』創刊以来の全面的な総括があるいは必要なかも知れない。しかし、今それをなし得る余裕はない。したがって、ここでは主として後半の何号かに掲載した内容をとりあげ、『教育情報』が研究所の研究活動とかかわってどのような役割を果たしてきたか、またそれが、そのときどきの情勢に有効に対応し、会員（県民）の諸要求に具体的に応えたものになっていたのかどうか吟味することにする。

一九八七年四月一日、臨時教育審議会が「教育改革に関する第三次答申」を中曾根首相（当時）に提出し、臨教審の「教育改革」構想の全体像がほぼ浮かび上がった状況のなかで、『教育情報』第一五号は「県民の教育要求と『臨教審』答申」をテーマに特集を組んだ。それには、「『臨教審』体制とはなにか」（阿部好策）、「子どもの全面発達と県民の教育要求にこたえる教育改革をこそ」（木村隆利）、「大学審議会と臨教審『大学改革』」（糟谷憲）等の論稿が掲載されている。それらは、「とりあえずの特集」と編集後記にも記したように、概して個人による新聞等の論調の紹介や「答申」の解説が中心であった。したがって予測される問題への必ずしも十分なアプローチとはいえないなかつたとしても、次に述べる「臨教審」研究への橋渡しとして欠かせぬインストロダクションの意味をもつっていた。「とりあえずの特集」といったのは、当時、「臨教審」答申を新潟県の実情に即して全面的に検討批判するプロジェクトチームを発足させる構想をもち、そのための準備をすめていたからである。

注 遊って六年一月「臨教審」の「審議経過の概要(その二)」が公表された時点で、第九号（八六・四発行）が「臨教審と子ども・親」を特集している。そこには「教育臨調はどれほ

ど日本の教育を荒廃させるか」(小林昭三)、「県民・父母はどのような『教育改革』を望んでいるか」(木村隆利)、「今日のイギリスにおける教育改革」(ブライアン・サイモン・リ・ハム三男訳)などが収録されている。編集後記にはその折の編集意図が記されていなかったが、予測される「臨教審」状況への対応を準備しようと意図したものであろう。

八七年八月七日、「教育改革に関する最終答申」が提出されたが、にいがた県民教育研究所は、日本科学者会議新潟支部と共に、同日直ちに「『県民の教育要求に応えず、戦後教育の反動的再編をめざす臨教審答申』に反対する声明」(第一六号・資料室に掲載)を発表した。さらに、三十数名のスタッフからなる「新潟県の教育課題を基にして『臨教審』答申を批判する」研究チーム(五部会、一班)を発足させ、九月一三日には各チーム研究の中間総括というかたちで、「臨教審」シンポジウムを開催した。「教育情報」第一六号は「『臨教審』と新潟県の教育」をテーマにしたが、そこには、中条町に新設された南イリノイ大学の例に焦点を合わせた「アメリカの大学の日本進出と臨教審」(八木三男)を載せた。これは上記シンポジウムでの基調報告である。この号には、研究チーム第三部会(高等教育)、同第五部会(教育行政財政)からの報告をもとにした、「新潟県の高等教育の現状と課題」(新潟大学の場合) (糟谷憲一)、「高校生の『急増・急減期』対策」(木間藤四郎)

の論稿を併載している。

引き続いての第一七号では「進行する『臨教審』状況」のテーマを掲げ、残る第一部会(乳・幼児の子育て・教育)、第二部会(初等・中等教育)および『初任者研修の試行』研究班からの研究のまとめを、それぞれ「子どもは人間らしい育ち方を保障されているか」親の子育て要求と保育行政」(片岡弘)、「新潟県における初等中等教育の現状と課題」(小熊隆)、「初任者研修」は教師をどうしようとするのか「新潟県の実態と問題点」(木村隆利)とタイトルして掲載した。

注 第一七号には、新潟県障害児教育研究会の市川勝志郎氏による「臨教審と障害児教育」を併載した。

この研究チームによる「臨教審」研究は、一時的なものではあったが、研究所が組織した集団での研究活動である。研究チームには、研究者、知識人、小・中・高校の教員、医師や保育者等が参加したが、それは研究所にとって画期的なことであった。特に「新潟大学の研究者たちをはじめとして、新潟県の民主的な知識人の多くが、地域の教育問題をめぐって研究所と関わってきてることは重要」(八木論文)である。研究は、多くの課題を残しつつも「各部会とも四〜六回に及ぶ研究部会をもって、分担した領域の実態、問題点、課題を明らかにした」(八七年度活動の経過と課題=第5回総会)など一応の成果を挙げ、上述したよう

に『教育情報』にそれを掲載することができた。

なお「臨教審」問題については、研究チーム解散後も、問題別に追及がつづけられ、「『生涯学習体系への移行』と地域」（八木三男＝第一八号）、「『新テスト』の非教育的性格」（八木三男＝第二一号）、「『初任者研修』と教職員集団」（八木三男＝第二二号）、「西蒲原郡『初任者研修』試行の実際と問題点」（西蒲教育サークル＝第二三号）など の論稿を残している。

2、市民的教育運動の成果と『教育情報』

一九八九年三月一五日、文部省は新しい教育課程の基準を示した（改定）学習指導要領を官報で告示した。『新潟日報』は速く「“ゆとり”一転『愛国心』……教室に統制の色濃く」（一九八九、二、一二）と報じたが、新学習指導要領に対する市民の関心は高く、主婦のグループが指導要領の学習会を始めるなどかつてなかった反応も現れた。そうした状況を背景に、研究所が提起して、市民レベルの「教育常設フォーラム」市民が新指導要領・教科書に発言する会が組織され、これまでに三回の「新指導要領を考えるシンポジウム」が開かれている。「新指導要領と新潟県の子ども・学校」（片岡弘＝第二一号）、「新学習指導要領と子どものからだ、遊びとスポーツ」（山崎健＝第二六号）、「シンポジウム＝『日の丸』『君が代』と親の教育要求」

（久保田幸雄／神田テイ／高橋美緒子／広瀬喜代子／古川文恵／小林裕子＝第二五号）の論稿は、そのシンポジウムでの報告である。

一九八九年一一月一〇日「子どもの権利条約」が国連総会で採択され、日本でも条約の早期批准を政府に求める声が高まるなかで、研究所の発意で市民組織「『子どもの権利条約』批准促進にいがたの会」を新潟でも発足させた。ジュネーブ宣言（一九一四年）以来の「人類は児童に対し最善の利益を与える義務を負う」べきだという思想が、ようやく国民的合意に到達しつつあるという意味で歴史的にもきわめて画期的なこの取り組みは、研究所 자체にとって最も重要な課題の一つである。それは今に始まることではなく研究所創設以来の一貫したテーマであった。『教育情報』はこれまでも、「子どもの人権と教育」（八木三男＝創刊号）、「いじめを育んだ管理主義教育」（阿部好策＝第二八号）、インタビューア「学校と子どもの人権」（中村洋二郎・土屋俊幸＝第八号）、「子どもの人権と子育て」（坂本典子＝第一一号）、「学校生活と子どもの人権」（足立定夫＝第一一号）、「『部室火災事件』から学ぶ」（林昌子＝第一一号）、「『校則』と子どもの人権」（足立定夫＝第一〇号）などの論稿を掲載してきている。

第二一七号では「『子どもの権利条約』と新潟県の学校をテーマに掲げ、「『子どもの権利条約』とは何か」（成

（嶋隆）、「根をはれ『子どもの権利条約』」（高橋達泰）、
 「親の教育権と市民的共同」（諭座・「子どもの人権を考える」）
 …牧査名氏の講義からなどを収録した。これらは、研究所
 が深くかかわる市民組織「子どもの権利条約批准促進にい
 がたの会」を中心とした、一連の運動の所産である。

なお上記「にいがたの会」は、県下一一市町村議会に
 「子どもの権利条約」早期批准を政府に求める決議の陳情
 や請願をしており、すでに三八の自治体がこれを採択して
 いる（一一月現在）。全国では、昨年末で一六一の地方議
 会が同趣旨の決議を行っているが、新潟の三八という数字
 はその一二一ペーセントを占めるものである。

「憲法と象徴天皇」（成嶋隆＝第二二号）、「植民地支
 配と天皇制」（横谷憲一＝第一三号）の論稿も、シンボジウ
 ムの組織や理論活動を通じて研究所が深くかかわる「天皇
 情報」所載のかなりの論稿が、研究所が自らの任務の一つ
 として位置付け加わっている。いくつかの市民レベルで
 の運動がもたらした成果の反映であるという点は重要であ
 る。つまり、「研究所は地域における教育研究の組織的
 役割を果たそうとして」おり、いまや「このようなはたら
 きは当研究所の最も重要な役割」（上掲八木論文）となっ
 てきており、その水準で『教育情報』の果たしている役割
 もまた大きいといえるからである。ただし、こうした市民
 運動の進展を、運動論の側面からとらえた論述が『教育情
 報』に照らして不十分』などの検

報』には必ずしも反映していない。今後の大きな課題であ
 る。

（かたおか ひろし）『にいがたの教育情報』編集長

東郷平八郎全教科書

「君が代」を明記するよう求め
 られたといいます。

六月三〇日文部省は、来年

度から小学校で使用される教

科書の検定結果を公表しまし

た。本誌「資料室」欄に早速、

七月一日付『新潟日報』が報

じた「今回の教科書検定の内

容」（文部省資料による）の

一部を載せましたので、検定

前の原稿本と検定意見、さら

に検定後の見本本を読み比べ

てみてください。もはや「検

定」とは名ばかり、事実上の

教科書「国定化」がすすんで

いると断ぜざるえません。

別の報道によると、六年社

会の申請本は八社から出され

たそうですが、そのうち七社

が「指導要領の『わが国の國

旗と國歌の意義を理解させ…』

い知れます。

（か）